

平成 31 年度 高知市予算編成方針の概要

平成 30 年 10 月 17 日
財 務 部

1 高知市を取り巻く財政環境と予算編成の基本方針

(1) 予算編成方針の考え方

- ・平成 29 年度一般会計決算は、扶助費をはじめとする歳出の伸びなどにより厳しい財政運営となりましたが、歳入において民間保育所等の運営費負担金の過年度精算に伴う国費や県費の追加交付が 6 億 2 千万円余りあるなど、決算対策として財政調整基金^{*1} や減債基金^{*2} を取崩すことなく収支の均衡を保つことができ、実質収支^{*3} は 3 億 9 千万円余りとなりました。
- ・また、平成 28 年度に 14 億円を超える赤字となりました実質単年度収支^{*4} はこれらの歳入の特殊要因により 1 億 1 千万円余りと改善をしましたが、経常収支比率^{*5} は 96.3%と財政構造が硬直化していることに変わりはなく、実質公債費比率^{*6} は 14.7%で中核市ワースト 2 位、将来負担比率^{*7} は 164.4%で中核市ワースト 1 位となるなど、依然として厳しい財政状況が続いています。
- ・これまで減少してきた公債費については、南海トラフ地震対策等の集中投資により平成 30 年度に増加に転じ、平成 35 年度にピークが見込まれるとともに、オーテピアや給食センターのオープン、新庁舎の供用開始に伴うランニングコストの増加、子育て支援の充実や高齢化の進展に伴う扶助費、繰出金の増加が見込まれることに加えて、第 3 次実施計画に登載されていない小中学校へのエアコン設置の必要性も高まっているなど、相当に厳しい収支見込が予測されています。
- ・こうした厳しい財政環境の中、具体的な一般財源の推計は、本年 12 月の地方財政対策^{*8} を待たなければなりませんし、来年 10 月の消費税率引上げ時から予定されている幼児教育・保育の無償化については、現時点で詳細な制度設計が示されておらず、財源等については国の予算編成過程で検討するとされていることから、平成 31 年度予算編成方針は、不確定要素が残る中でのものとなりますが、市民の皆様の生命と財産を守るための南海トラフ地震対策や人口減少克服に向けた地方創生の取組など、先送りすることのできない喫緊の課題に対応するための経費を確保しつつも、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドや公共施設マネジメントの推進をはじめとする行財政改革の取組を徹底していくこととします。

(2) 高知市を取り巻く財政環境

- ・県内の経済情勢は、日本銀行高知支店から 9 月に公表された高知県金融経済概況において、個人消費は底堅さを増しつつあり、観光は豪雨の影響により弱含んでいる

とされる一方、住宅投資は持ち直しており、設備投資が緩やかに増加しているほか、公共投資も高水準で推移していることなどから、「高知県の景気は回復している」との判断が示され、先行きについては、企業・家計の両部門において、所得から支出への前向きな循環が続く下で、回復が続くとの見方を示す一方で、コスト上昇と価格転嫁の動向、人手不足の影響等を注視していく必要があると報告されています。

- ・また、高知労働局から9月28日に発表された8月分の高知所管内の有効求人倍率は1.30倍で、前月と同水準となり、34か月連続で1倍を超えるなど、雇用情勢は好調に推移しており、個人市民税や固定資産税については一定の伸びが期待されるものの、たばこ税については、販売本数の減少や税率の低い加熱式たばこの普及から減収が見込まれ、市税収入の確保が懸念される状況となっています。
- ・国においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」いわゆる「骨太の方針」において、新たな財政健全化目標として、経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化を目指すとともに、消費税率引上げ分の使い道の見直しとして、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当するとし、消費税率の引上げ日に合わせて幼児教育の無償化も目指すとされました。
- ・特に、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、来年度から3か年の基盤強化期間においても、本年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされましたが、医療費をはじめとする社会保障関係費の伸びなどからすると、現状維持では十分でなく、さらなる拡充が必要となっています。

(3) 予算編成の基本方針

- ・国の地方財政対策の動向は不透明ながらも前記の経済情勢から、歳入面では市税収入の確保が懸念される一方で、歳出面においては、扶助費の増加に加えて公債費は高水準で推移し、新庁舎の供用開始等に伴うランニングコストの増加も見込まれます。
- ・本年3月に試算した平成30年度からの5年間の収支見通しでは約159億円の財源不足が見込まれており、試算の発射台となる平成29年度決算は若干改善しましたが、本年7月の普通交付税の算定結果より本年度は補正財源が不足する見通しであり、依然として厳しい財政状況に変わりはなく、基金の早期枯渇も想定されています。
- ・このような中、本年度は平成31年度当初予算編成作業と並行して、歳入の確保や徹底した歳出の削減を前提とした新たな財政健全化計画の策定に取り組めますが、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費については大幅な削減が見込めず、投資事業の先送りや平準化による公債費の抑制が必須となっています。
- ・また、来年の消費税率の引上げと合わせて実施が予定されている幼児教育・保育の無償化などは、現時点では国の制度設計等が不透明な状況であり、今後も本市の財

政に与える影響を十分に注視する必要があります。

- ・加えて、これまでの厳しい財政状況から十分に予算措置ができていなかった市道・農道等の生活密着型の公共事業や老朽化が著しい公共施設の修繕等も進めていく必要がありますが、新規事業の開始や事業の拡充を図っていくためには、徴収率の向上による市税収入の確保のほか、遊休資産の売却、税外未収金の回収、国・県の有利な財政支援制度の活用など、今一度、歳入を掘り起こしていくとともに、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底やアウトソーシングの推進など、可能な限りの歳出削減に取り組まなければ予算編成は困難な状況にあります。
- ・そのため、財政健全化に向けた取組を徹底した上で、喫緊の課題である南海トラフ地震対策と人口減少問題の克服に向けた地方創生の取組強化を2本柱として、高知市総合計画第3次実施計画に記載された施策・実施事業を推進することを基本に予算編成を行うこととします。

既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、喫緊の課題である南海トラフ地震対策と人口減少問題の克服に向けた地方創生の取組強化を2本柱に予算編成を進めていきます。

- ※1 財政調整基金：不況等による大幅な税収の減や災害等による一時的な支出の増加などに伴う年度間の財源の不均衡を調整するための貯金。
- ※2 減債基金：地方債の償還を行うための貯金。
- ※3 実質収支：その年度の歳入と歳出の差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額。
- ※4 実質単年度収支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差引き、財政調整基金の積立額や地方債の繰上償還額の黒字要素とともに、財政調整基金の取崩し額の赤字要素を除いた実質的な単年度収支。
- ※5 経常収支比率：人件費や扶助費（社会保障等）、公債費（地方債の償還）などの義務的な経常経費に、税や地方交付税などの経常一般財源収入がどの程度充当されているかを表す割合のことで、高いほど財源に余裕がなく、財政構造に弾力性がないことを表すもの。
- ※6 実質公債費比率：一般会計等（普通会計）が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。
- ※7 将来負担比率：地方債の残高をはじめとする一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。
- ※8 地方財政対策：総務省が作成する地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する地方財政計画の前提として、地方財源の総額を確保するための対策で、社会経済情勢や国の施策展開に対応し、地方の円滑な財政運営を図るための仕組み。

2 概算要求基準額

(1) 一般会計概算要求基準額

総額 1,525 億円。前年度当初比 13 億円減、伸び率△0.85%

※除く、消費税率の見直しに伴う増分、幼児教育・保育の無償化の影響、小中学校へのエアコン整備

(参考)	概算要求基準	予算要求額	当初予算額
平成 30 年度	1,574 億円	1,627 億円	1,538 億円
平成 29 年度	1,520 億円	1,597 億円	1,564 億円

(2) 積算基準

区分	積算基準
歳出消費的経費	
経常的固定的経費	±0%
維持補修費	修繕一括査定分±0%
補助費	±0%
物件費	±0%
扶助費	+0.8% (介護給付・訓練等給付のみ+5.8%反映分)
繰出金	±0%
人件費・公債費	平成31年度推計値
歳出投資的経費	総合計画第3次実施計画記載額及び特殊事情要求額等に基づき仮置き
歳入一般財源	平成30年度年間見通し等に基づき仮置き

(3) 部局別概算要求基準額

- ・各部局ごとの概算要求基準額は次表のとおり
- ・課別事業別の積算は別途財政課から通知する。

◎一般会計部局別概算要求基準額

(単位:千円)

区 分	H30当初予算		H31概算要求基準(案)		増 減		伸び率	
	事業費	一財	事業費	一財	事業費	一財	事業費	一財
財 務 部	24,682,038	20,943,663	24,763,825	22,137,646	+81,787	+1,193,983	+0.33%	+5.70%
公 債 費 除 却	6,132,214	4,617,084	6,476,264	4,823,330	+344,050	+206,246	+5.61%	+4.47%
公 債 費	18,549,824	16,326,579	18,287,561	17,314,316	▲262,263	+987,737	▲1.41%	+6.05%
総 務 部	9,391,504	1,715,735	3,325,294	2,363,978	▲6,066,210	+648,243	▲64.59%	+37.78%
防 災 対 策 部	739,347	164,628	698,317	170,923	▲41,030	+6,295	▲5.55%	+3.82%
市 民 協 働 部	1,615,220	822,375	1,590,077	918,453	▲25,143	+96,078	▲1.56%	+11.68%
健 康 福 祉 部	48,322,391	22,843,397	50,129,563	23,468,795	+1,807,172	+625,398	+3.74%	+2.74%
こ だ も 未 来 部	24,470,406	9,597,342	24,822,842	9,933,200	+352,436	+335,858	+1.44%	+3.50%
商 工 観 光 部	1,218,750	934,461	1,378,936	952,951	+160,186	+18,490	+13.14%	+1.98%
農 林 水 産 部	2,456,148	954,954	2,005,379	982,169	▲450,769	+27,215	▲18.35%	+2.85%
都 市 建 設 部	7,707,728	1,810,230	8,725,627	1,856,308	+1,017,899	+46,078	+13.21%	+2.55%
環 境 部	2,409,180	1,365,497	3,056,488	1,412,159	+647,308	+46,662	+26.87%	+3.42%
消 防 局	2,241,868	526,164	1,143,920	529,362	▲1,097,948	+3,198	▲48.97%	+0.61%
教 育 委 員 会	7,338,731	5,115,198	8,014,551	5,630,334	+675,820	+515,136	+9.21%	+10.07%
そ の 他 行 政 委 員 会 等	566,199	562,935	1,051,164	760,267	+484,965	+197,332	+85.65%	+35.05%
職 員 給 与 費	20,017,863	18,064,321	19,835,234	17,889,841	▲182,629	▲174,480	▲0.91%	▲0.97%
退 手 以 外	18,616,863	16,663,321	18,843,077	16,897,684	+226,214	+234,363	+1.22%	+1.41%
退 職 手 当	1,401,000	1,401,000	992,157	992,157	▲408,843	▲408,843	▲29.18%	▲29.18%
公 共 施 設 一 括 修 繕	448,122	89,038	450,000	100,000	+1,878	+10,962	+0.42%	+12.31%
れんげいこうち広域都市圏関連事業	174,505	172,734	209,593	208,177	+35,088	+35,443	+20.11%	+20.52%
ブ ロ ッ ク 操 改 修			1,299,190	9,744	+1,299,190	+9,744		
合 計	153,800,000	85,682,672	152,500,000	89,324,307	▲1,300,000	+3,641,635	▲0.85%	+4.25%

歳入一般財源 84,088,495
 差引 ▲5,235,812 = 財源不足額

- ・政策経費予算要求追加指示及び査定の状況等により最終予算規模は増減する。
- ・概算要求基準額は、前記積算基準の下、平成30年度当初予算に、一定の特殊事情等を加算するなどの調整を行い、要求可能な水準として算定した事業費及び一般財源の想定額（要求額の上限）
- ・投資的経費は、総合計画第3次実施計画等に基づく仮置き数値であり、予算要求は認めるものの、査定による減額を行う。
- ・新規事業は既存事業のスクラップにより財源を確保した上で要求することとし、サンセット方式により原則3年以内の終期設定又は見直し時期の設定を行うこと。
- ・特別会計等においては、特に概算要求基準額は示さないが、一般会計に計上される繰出金との関連に留意するとともに、基準外繰出金については見直しを行い、歳出の徹底した削減と歳入確保による収支改善を図ること。
- ・概算要求基準額では、消費税率については現行の8%で積算をしているが、予算見積に際しては、平成31年10月から消費税率が10%に改定されるとして作業をすること。
- ・幼児教育・保育の無償化については、現行制度で概算要求基準額を設定しているが、無償化に伴う事業費の増（歳入増減も含む。）については、国の制度設計を注視しつつ、予算見積作業を進めること。

3 政策・経常一体要求方式

- 平成31年度においても、部局の主体的な事業選択を反映しつつ、歳入に見合った予算編成とする必要があることから、引き続き部局別概算要求基準額を設定し、この基準額に基づく政策・経常一体要求方式による予算編成を行う。

4 提出期限等

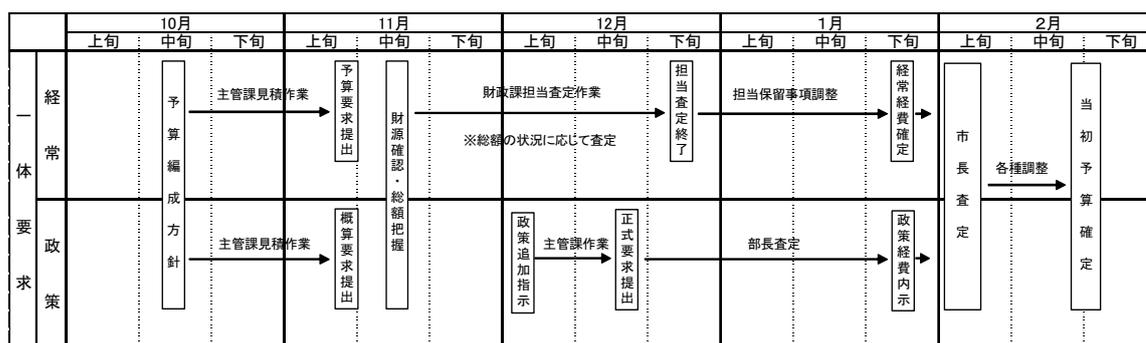
- 各課においては、見積要求基準の範囲内で経常経費及び政策経費（概算）予算を見積もり、部内調整を行った上で、期日までに財政課に提出すること。

財政課提出期限：平成30年11月9日（金）

- 提出された予算要求額は、11月下旬に予算要求の概要として公表予定であるので、提出後の増額は認めない。部局内で十分協議・調整の上、遺漏のないよう留意すること。
- 政策経費については、要求額の集計後、平成31年度地方財政対策の動向を踏まえ、追加指示を行うので、各課は、この追加指示に従い本要求を提出すること。政策経費予算要求追加指示の内容及び政策本要求の日程等は、12月上旬に別途財政課から通知する。

- 予算査定については、従来どおり、経常経費については財政課担当査定、政策経費については部長査定、市長査定を行う。

政策・経常一体要求方式による予算編成フロー



5 その他留意事項

- 見積に当たっては、事務事業の見直しにより、真に行政が担うべき事業であるか、また、本市が負担すべき経費であるかなどの検証を行い、事業自体の廃止等も含めて検討すること。
- 使用料・手数料については、来年10月の消費税率の見直しを踏まえ、適切に見積もること。
- 要求基準額の範囲内の予算要求であっても、現時点において約52億円もの財源不足が見込まれるとともに、消費税率の見直しに伴う増額分や幼児教育・保育の無償化の影響、小中学校へのエアコン整備については概算要求基準額とは別枠とすることから、財源不足のさらなる増加が見込まれており、地方財政対策等による一般財源の動向を踏まえて、査定による減額を行う。
- 別途財政課から配布する課別事業別の積算内訳は、部局別概算要求基準額を算出するためのものであるため、見積に当たっては、積算に示した金額にとらわれることはないが、課内及び部局内調整により要求基準額の範囲内で要求すること。
- 特定財源100%充当事業などで、部局の概算要求基準額を超える要求額となる場合は、提出期限前までに、財政課と協議すること。
- 今回の概算要求基準額は特殊事情を考慮して加算等の調整を行い要求の上限額として設定したものであるため、概算要求基準額を超える見積書で事前協議により止むを得ないと判断されたもの以外は受け付けない。
- ただし、消費税率の見直しに伴う増分や幼児教育・保育の無償化、れんげいこうち広域都市圏関連事業、修繕一括査定分、ブロック塀の改修、小中学校へのエアコン整備については、各部局の概算要求基準額とは別枠とする。